

第6章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

本計画は、国の指針等及び、加茂市における令和3年度実績から令和5年度実績見込みまでの状況を基に、加茂市で実施する相談支援で把握した利用意向及びアンケート調査結果等を加味し、令和8年度までの各目標値や活動指標(必要となるサービス量)を推計し作成したものです。

1 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末までの目標値)

【成果目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【市の考え方】

- 障がい者支援施設に入所している障がいのある人で、グループホームでの生活や一人暮らしなど、地域生活への移行を希望する人については、そのための支援を行います。
- 地域生活支援拠点等の整備において、一人暮らしの体験の機会と場(居室)を提供できる体制を整えることを目指し、自立支援協議会で検討を重ねていきます。
- 一方で、障がいの重度化・高齢化や同居家族の高齢化等により施設入所を希望している人や入所待機者として登録している人の存在もあり、入所が必要な人たちへの支援も継続して行っています。

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	24 人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	23 人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率(C/A×100)	1 人 4.2%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率(D/A×100)	1 人 4.2%	施設入所からGH等へ移行した者の数

〔成果目標 2〕 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。

〈 都道府県において設定する項目 〉

- 精神病棟における1年以上長期入院患者数の減少
- 精神病棟における早期退院率の上昇

【市の考え方】

- 精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、保育・教育、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されるよう、関係者で協議の場を設置し、連携して取組を進めます。
- 医療機関に入院していた精神障がいのある人が、退院後も切れ目なく、医療、福祉サービス、保育・教育等につながりを維持しながら地域で生活できるよう関係者と協力して支援していきます。

〔実績値〕

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障がい者医療の対象者数	23	22	27

【目標値】

〔活動指標〕	令和8年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の自立生活援助の利用者数（人／年）	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人／年）	1

【成果目標 3】 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上、運用状況を検証及び検討する。
- 各市町村または各圏域において、強度行動障がい*のある人に関して、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【地域生活支援拠点等について ～地域生活支援体制の推進～（厚生労働省）】抜粋

目的	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。 ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用 ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
5つの機能	① 相談支援（整備済） ② 緊急時の受け入れ・対応（整備済） ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり（整備済）
整備手法の 類型	○ 5つの機能を集約し、グループホームや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」または、地域における複数の機関（事業所）が分担して機能を担う「面的整備型」をベースに、地域の実情に応じた整備が可能 ○ その際、各地域のニーズ、既存のサービス整備状況に応じ、自立支援協議会等を活用して検討することが重要

【市の考え方】

- 令和4年度に田上町と合同で地域生活支援拠点となる緊急受け入れ先（短期入施設）を整備し相互利用を可能とすることを協議のうえ決定し、加茂市側での事業所登録は同年度に済んでいます。（面的整備型）
- 利用にあたっては、原則として事前登録制とし、利用する人の不安や負担を軽減するため、事業所の体験等を平常時に行い、緊急時に備えます。

- 令和5年度末に田上町での事業所登録が一部完了予定であるため、令和6年度から本格的に相互で運用開始となる見込みです。
- 整備した地域生活支援拠点の機能と運用状況について、令和6年度以降、自立支援協議会で検証・検討を行います。
- 強度行動障がいのある人やその家族に関する現状や支援ニーズについて、障がい支援区分調査（行動関連項目の点数集計）や療育手帳所持者または家族への聞き取りを通じて把握に努め、支援体制のあり方を検討していきます。
- 強度行動障がいのある人に対応できる専門人材の育成については、県等が実施する研修に関係事業所が参加することを積極的に促していきます。

【目標値】

項 目	数 値		
設置箇所数	2箇所		
強度行動障がいに関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備の推進	整 備		
〔活動指標〕	数 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置	0人	0人	0人
地域生活支援拠点等における支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の確立	有	有	有
地域生活支援拠点等の年1回以上の支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施	1回	1回	1回

〔成果目標 4〕 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- 併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
 - ・就労移行支援事業：1.31 倍以上
 - ・就労継続支援A型事業：概ね 1.29 倍以上
 - ・就労継続支援B型事業：概ね 1.28 倍以上

【市の考え方】

- 就労移行支援事業所等の福祉施設を利用する人の中で、訓練等を通じて一般企業等への就職（一般就労）を目指す人々への支援を障がい福祉サービス提供事業者等との連携・協力により継続的に行っていきます。
- ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関とも連携しながら、少しでも多くの人たちが一般就労につながるように継続的に支援をします。

【目標値】

■ 福祉施設利用者全体

項 目	数 値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	1 人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B/A	4 人 4 倍	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

■ 就労移行支援事業

項 目	数 値	考え方
令和 3 年度の一般就労移行者数(A)	1 人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B/A	2 人 2 倍	

令和4年度末の就労移行支援事業所の数(A)	0 箇所	
【目標値】目標年度末の就労移行事業所利用 終了者に占める割合が5割以上の事業所の 数(B) 目標値 = B/A	0 箇所 - %	令和8年度末において、就労移行 事業所利用終了者に占める割合が 5割以上の事業所の数

■ 就労継続支援 A 型事業

項 目	数 値	考え方
令和 3 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	令和3年度において福祉施設の利 用者のうち、就労継続支援 A 型事 業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B/A	1 人 1 倍	令和8年度において福祉施設の利 用者のうち、就労継続支援 A 型事 業を通じて、一般就労する者の数

■ 就労継続支援 B 型事業

項 目	数 値	考え方
令和 3 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	令和3年度において福祉施設の利 用者のうち、就労継続支援 B 型事 業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B/A	1 人 1 倍	令和8年度において福祉施設の利 用者のうち、就労継続支援 B 型事 業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

- 就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【市の考え方】

- 就労定着支援事業は、就労移行支援事業所等の福祉施設を利用して一般企業等への就職ができた人たちが、就職後にその職場等で長く働き続けるための支援を行う障がい福祉サービスです。
- 市内には就労定着支援事業を行う事業所がありませんが、希望者が利用できるように引き続き、市外の就労定着支援事業所等との連携・協力を図ります。

【目標値】

項 目	数 値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	5 人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業利用者数(B) 目標値 = B / A	7 人 140%	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

【国の基本指針】

- 令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が7割以上の事業所を全体の25%以上とすること基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

※「就労定着率」の定義：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、一般就労先での雇用継続期間が42月以上72月未満の者の割合)

【市の考え方】

- 市内には就労定着支援事業を行う事業所がありませんが、希望者が利用できるように引き続き、市外の就労定着支援事業所等との連携・協力を図ります。

【目標値】

項 目	数 値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数(A)	0 箇所	令和4年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率7割以上の事業所の数(B) 目標値 = B / A	0箇所 - %	令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

【成果目標 5】 障がい児支援の提供体制の整備

- ① 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包容(インクルージョン*)を推進する体制

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村に下記において整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ・ 児童発達支援センター:少なくとも1箇所以上(圏域での設置も可)
 - ・ 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

【市の考え方】

- 児童発達支援事業所が市内にない実情を踏まえ、圏域での児童発達支援センター設置の動きに期待し、情報交換等の機会に積極的に参加します。
- 障がい児支援を行う事業者や関係機関との連携・協働による地域でのサービス提供体制の構築と充実に努め、継続的に検討を行います。
- 障がい児相談支援事業所やこども家庭センター、教育支援センターと連携し、保健師・家庭児童相談員、教育相談員等による支援体制の拡大・充実に努めます。
- 「子ども一人一人」の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の支援体制に努めます。
- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等により発達障がいのある児童及びその家族等に支援を行っていきます。
- 地域におけるインクルージョンの推進に向け、自立支援協議会におけるこども支援部会等において、地域課題や支援に係る地域資源の状況等を踏まえながら、資源開発や優良事例の抽出を行います。
- 障がいのあるまたは支援を必要とするこどもと保護者等を中心に、母子保健、医療、福祉、保育、教育等で切れ目ない一貫した支援を推進するツールとなる相談支援ファイル(作成:自立支援協議会こども支援部会)を令和6年度から段階的に作成・導入し、活用していきます。

【目標値】

目 標	考 え 方		
令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置	市内において児童発達支援事業所の開設を目標とし、児童発達支援センターの設置については、圏域での設置の検討を行います。		
令和8年度末時点における障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の有無	市内において保育所等訪問支援事業所の開設を目標とします。		
令和8年度末時点における発達障がいのある子どもの支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム実施体制の整備、ペアレントメンター・ピアサポーターの養成等の体制整備の有無	こども未来課及び教育支援センターが実施するペアレントトレーニングを継続して行っています。		
【活動指標】	数 値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	80 人	80 人	80 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）	2箇所	2箇所	2箇所
ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人

- ※ ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム：保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けプログラムのこと。
- ※ ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。
- ※ ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取組のこと。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。（圏域での確保も可）

【市の考え方】

- 高い専門性が求められる重症心身障がい児を支援する事業所の確保は、市単独では難しいと見込まれるため、圏域での児童発達支援センター設置の動きに期待し、情報交換等の機会に積極的に参加します。

【目標値】

目 標	考 え 方
令和8年度末時点における、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置	市内での設置に向け、既存の事業所や関係機関で協議をするほか、圏域での設置に係る情報収集を行います。

③ 医療的ケア児などに対する支援

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置する。

〈都道府県〉

- 医療的ケア児支援センターを配置し、支援を総合的に調整するコーディネーターを配置する。

【市の考え方】

- 医療的ケア児等への適切な支援について、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を自立支援協議会のこども部会を活用するなどして適宜、設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーター*を中心とした支援体制づくりを令和6年度から進めます。

【目標値】

項 目	数 値		考 え 方
令和8年度末時点での協議の場の設置の有無	有		個別支援会議のほか自立支援協議会において検討します。
令和8年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有		こども家庭センターの保健師が医療的ケア児支援に関するコーディネーターとして支援します。
〔活動指標〕 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	令和6年度	1人	
	令和7年度	1人	
	令和8年度	1人	

〔成果目標 6〕 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【市の考え方】

- 地域の相談支援事業所が少ない実態から（令和5年度末現在 2事業所）、基幹相談支援センターの設置は現実的ではないと考えます。まずは相談支援専門員、相談支援事業所を増やす取組を進めます。
- 基本相談事業を相談支援事業所へ委託するなど、総合的・専門的な相談支援を行うことができる相談支援体制の構築・充実に努めます。
- 専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。
- 相談支援体制の充実のため、事業の取組実態を検証するとともに、継続的な研修実施体制の構築を目指します。
- 地域の相談支援事業所が構成員となっている自立支援協議会の相談支援事業部会において、個別事例の検討を通じて抽出した地域課題について協議し、地域サービス基盤の開発・改善に必要な提案を行います。

【目標値】

目 標	考え方
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援事業所を増やす取組が前提となる。県の相談拠点やアドバイザー派遣制度の利用等により、相談支援専門員のスキルアップ及び地域の相談支援体制の強化を図る取組を市と自立支援協議会の専門部会で担っていきます。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターの設置が見込めない地域の実情にあわせ、委託相談支援事業所と市が緊密に連携すること及び、自立支援協議会（専門部会）や近隣自治体との勉強会を活用することで地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス開発・改善等	相談支援事業部会での個別事例の検討・協議から課題の抽出や必要な体制確保に繋げるための提案を自立支援協議会に上げて共有化を図ります。		
〔活動指標〕	数 値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議会の相談支援事業部会の実施回数(頻度)	4 回	4 回	4 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6 回	6 回	6 回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	6 回	6 回	6 回

〔成果目標 7〕 障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。
- 県・市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのか検証を行う。
- 自立支援審査支払システム*等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する。

【市の考え方】

- 障害者総合支援法の具体的内容及び障がい福祉サービス等をよく理解するため、市職員は県等が行う研修等に積極的に参加し、知識習得に努めます。
- 障がい者(児)を取り巻く環境の変化や法改正にあわせ、ニーズを適切に把握するよう努め、必要に応じて各種制度の見直しを含め、事業所の協力を得ながら、必要とされるサービス・支援を実施するとともに、地域のサービス提供体制を踏まえ、自立支援協議会において社会資源の充足に向けた取組を検討していきます。

【目標値】

[活動指標]	数 値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する研修に市職員が参加する回数	2回	2回	2回	(例)相談支援専門員研修(初任者研修)は必修とします。
自立支援審査支払等システムでの審査結果の分析回数	1回	1回	1回	事業所と結果を共有し適正な運営を確保します。

【成果目標 8】 障がいや障がいのある人への理解促進

【市の取組】

- 障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあって共生する社会を目指し、障害者差別解消法に関連する基本条例を令和6年度に制定します。
- 上記条例の制定とあわせ、あらためて、障がいや障がいのある人への理解が広まるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。
- 加茂市手話言語条例(令和元年10月3日施行)の周知に努めます。
- 障がいのある人への虐待防止の周知に努めます。
- 障がい者週間、世界自閉症デー・発達障がい啓発週間、手話言語の国際デーなど、障がい理解の促進に関連する各種啓発デーに合わせ、情報を発信して周知・啓発に努めます。
- 「ヘルプマーク・ヘルプカード*」の周知・普及に努めます。